

平成29年2月15日

「確定給付企業年金実務基準」の改定

公益社団法人日本年金数理人会

平成29年1月1日を施行日とする確定給付企業年金法施行令等の改正を受け、改正内容の一部に関する確定給付企業年金実務基準の改定を検討してまいりましたが、先般開催されました当会理事会において承認されましたので、ここに公表いたします。

今回の改定にあたっては、平成29年1月19日に改定に関する草案を公開し、平成29年2月2日までコメントを受け付けましたが、提出されたコメントはありませんでした。その他、誤植の修正を行った上で、本実務基準を公表するものです。

なお、公開草案からの修正箇所は別紙のとおりとなります。

以上

別紙

【公開草案を修正した箇所】

・数値例Ⅰ－① ステップ2

修正前			修正後		
■特別掛金の算定			■特別掛金の算定		
①	積立金	400	①	積立金	400
②	(財政再計算前の)別途積立金	100	②	(財政再計算前の)別途積立金	100
③	別途積立金として留保する額	0	③	別途積立金として留保する額	0
④	数理債務	400	④	数理債務	400
⑤	計算基準日時点の 過去勤務債務の額(④－(①－③))	0	⑤	計算基準日時点の 過去勤務債務の額(④－(①－③))	0
⑥	特別掛金収入現価(⑤)	0	⑥	特別掛金収入現価	0

・その他の数値例Ⅰ、および、数値例Ⅲについても、上記と同様に修正

以上